

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 二 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 三 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 四 秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 五 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 六 県議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例
- 七 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 八 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 九 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 十 秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 十一 秋田県県税条例及び秋田県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 十二 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 十三 秋田県子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例
- 十四 秋田県子ども施策審議会条例
- 十五 秋田県社会奉仕活動基金条例を廃止する条例
- 十六 秋田県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 十七 秋田県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 十八 秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 十九 秋田県北部老人福祉総合エリア条例等の一部を改正する条例
- 二十 秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例

- 二十一 秋田県健康増進交流センター条例の一部を改正する条例
- 二十二 秋田県調理師免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 二十三 秋田県受動喫煙防止条例の一部を改正する条例
- 二十四 秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 二十五 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
- 二十六 興行場法施行条例の一部を改正する条例
- 二十七 秋田県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
- 二十八 秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例
- 二十九 秋田県農業研修センター条例の一部を改正する条例
- 三十 企業職員の給与の種類および基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 三十一 秋田県宅地造成等工事許可等手数料徴収条例
- 三十二 秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 三十三 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 三十四 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 三十五 秋田県子育て支援等臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 三十六 特別職の職員で非常勤のものとの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 三十七 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 三十八 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 三十九 秋田県議会の保有する個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 四十 秋田県ケアラー支援条例

令和七年三月十四日

秋田県知事  
佐竹敬久